

こわ~い豚の伝染病、豚舎火災、自然災害…

養豚業の皆さん、備えは本当に万全ですか？



繁殖用の種豚、肥育用の肉豚もNOSA Iへ！

Q1：豚の共済の仕組みは？どんな豚が加入できるの？

答え 仕組みと加入できる豚は…、

種豚 出生後第5月の末日を経過した繁殖用豚です。補償期間は1年です。

〔例1：12月生まれの場合は5月1日より加入できます。〕

肉豚 肥育豚で出生後20日の日から加入できます。その日に離乳していない場合には離乳した日から加入できます。補償期間は1年です（=農家単位方式）。

なお、肉豚共済に加入する場合には、以下のあ)~え)の要件すべてに適合する必要があります。



あ) 豚舎の立ち入り調査により、母豚の頭数、豚舎の構造・面積等が確認できること。

い) 過去3か年、母豚の繁殖成績とその母豚から出生した豚について離乳までの死亡率の記録があり、今後も記録することが見込まれること。

う) 過去3か年、加入しようとする者が飼養する母豚から出生した豚が、出荷した肉豚の概ね全頭を占めており、今後もこれが見込まれること。

え) 過去3か年、肉豚の頭数に関する資料の提供について協力が得られる市場等に出荷しており、今後もそれが見込まれること。

対象事故は、種豚は死亡事故、廃用事故、疾病・傷害事故、火災、自然災害等で、肉豚は死亡事故、火災、自然災害等です。

掛金が安い、対象事故を限定した加入の方法もあります。

なお、種豚、肉豚とも加入資格のあるすべての豚について加入していただきます。



Q2：補償額はどれくらいですか？

答え 豚の評価額に補償割合を乗じた額が補償額です。

補償額 = 一頭当たり評価額 × 補償割合 × 飼養頭数

〔補償割合：種豚は各農業共済組合が定める最低の割合(3割~4割)から8割の間で、加入者が選択した割合です。肉豚の場合は5割~8割の間で加入者が選択した割合です。〕

また、豚の評価額は・・・

種豚の評価額：1頭5万円～15万円です。ただし雄豚は上限が30万円です。
肉豚の評価額：1頭1万円です。

〔例2：肉豚100頭飼養、補償割合8割を選択した場合・・・、
補償額は1万円×補償割合8割×100頭=80万円〕

Q3：掛金はどれくらいですか？

答え 豚の共済では、**掛金の4割を国が負担**します。農家が負担する掛金の額は、以下の式で算出されます。なお、加入する場合には**掛金のほか賦課金もご負担願います**（賦課金の額は各農業共済組合により異なります）

原則として**掛金を支払った日の翌日より補償が開始**されます。

農家負担掛金 = 補償額 × 掛金率 - 国の負担額（掛金の4割）

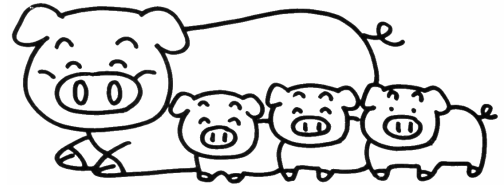
〔例3：例2の場合で肉豚共済に加入した場合
（=対象事故を限定しない方式で加入）

・・・掛金率10.403%（17～19年度適用掛金率）から、掛金の総額は、

80万円×10.403%=83,224円

国の負担額は掛金総額の4割=83,224円×0.4=33,289円。

よって農家負担掛金は83,224円-33,289円=49,935円となります。〕



・・・豚舎の火災や、落雷によって豚舎の空調装置が停止し豚が暑熱死するなど、一度に数百頭の豚が死亡する事故が本県でも発生しています。

養豚の安定経営のため、NOSA Iの豚共済に加入しましょう・・・